

京浜地区の企業のみなさま

☆ 建築行為に伴う緑化協議に際してのお願い ☆

横浜市では、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、事業者等との緑化協議書を取り交わしています。また、京浜地区の事業者等との協働により、地域の緑の環境づくりを進める「京浜の森づくり」に取り組んでいます。



地区内で、建築物等の新築、増築などを計画される際には、以下の事項について御配慮をお願いいたします。

1. 建築敷地内の既存の緑地や樹木の保全に努めてください。
2. 新たな緑地では、緑地の効用に合わせ多様な植栽をしてください。
3. 沿道や水辺などの景観に配慮した緑化に努めてください。



問い合わせ先
横浜市みどり環境局環境活動事業課
(京浜の森づくり担当)
Tel : 045-671-3447
Fax : 045-633-9171

【裏面もお読みください】

****各種制度****

公開性のある緑化空間の創出支援事業--緑化助成の御案内

市民に広く公開されている公開性のある土地で法令等に定める基準以上の緑化を行う場合、その費用の一部の助成を行っています。

【助成額】 対象経費の1/2ただし、上限1,000万円

【緑化内容】

- ・地面緑化 樹木緑化・芝等の緑化など
- ・屋上緑化 樹木緑化・芝等の緑化
- ・壁面緑化 ツル性の木本の植物による緑化
- ・フェンス・擁壁等の緑化 ツル性の木本の植物による緑化
- ・道路に面した緑化 奥行き3m以内、高低差1m以内の敷地の緑化

*助成条件等の詳細については「緑の協会 公開性のある緑」と検索し、ホームページを御覧ください。

建築物緑化保全契約-基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置

緑化部分を10年間保全する契約を本市と締結していただきます。

建築確認時の建築物敷地面積が500㎡以上で、基準緑化率に加え5%以上緑化されている敷地は、基準を超えて緑化している部分の税額の1/4が軽減されます。

*契約の詳細については「横浜市 緑化保全契約」と検索し、ホームページを御覧ください。

★ 臨海地域におすすめの樹種の一例

(植える場所の周辺環境などの諸条件に応じて、適した植物種を選定してください。)

高木

アラカシ、シロダモ、スダジイ、モチノキ、ヤブツバキ、クロガネモチ、エノキ、ネムノキ、ゲッケイジュ、オオバイボタ など。

中、低木

アジサイ、シナヒイラギ、ナンテン、アオキ、シャリンバイ、ハコネウツギ、サルスベリ、ナワシログミ、トベラ など。